



～ 税務セミナー ～  
FX取引の所得申告ノウハウ

---

公認会計士・税理士  
玉置 栄一 氏



## ★脱税は犯罪行為である！！

- 2005年までの3年間で4億円の所得がありながら確定申告せず1億3,900万円を脱税したとして**東京の主婦が懲役1年6月、執行猶予3年、罰金3,400万円の有罪判決**
- 和歌山の元小学校長が2006年までの3年間で得た利益3億1,000万円をまったく申告せず、所得税約1億円を免れたとして大阪国税局が**和歌山地検**に告発。重加算税を含む追徴税額は1億4,500万円と見られる
- 兵庫県西宮市の元職員の女性と両親の3名がFX取引で得た所得7億2,600万円を隠し、約2億5,000万円を脱税したとして大阪国税局が**大阪地検**に告発

⇒ でも税金の払い過ぎは嫌ですね

⇒ 適切な納税を心がけましょう



## ■ ★会計士・税理士を過信してはいけない

- 税務は非常に多岐にわたり、全ての税務を理解している者はいない  
⇒ 専門家といえども万能ではない
- FX取引は一般的には馴染みが無く、会計士・税理士が商品内容や税務上の取扱いを理解していないケースが十分に想定される
  - ⇒ 士業のみならず税務職員もそうであると理解すべきである
  - ⇒ 相談、申告の際は説明資料の持参を忘れずにし、相談事項をまとめておくと効率的です

## ■ 無料税務相談会場

- 強制的に相談員を集めています。  
（担当者は所轄地域で開業している税理士です。この期間はボランティアです）
- 申告期限間際は非常に混雑し、待ち時間が長くなるだけなので避けた方がよい  
（“期限直前だから書類を見られずに申告できるから安心”は勝手な思い込みです）
- 月曜日の午前中と4時直前も回避する  
（できれば2時から3時くらいが・・・）
- 資料はできるだけ持っていくこと  
（あくまでも自主申告であることを認識して・・・）
- 横柄な態度は厳禁  
（“お前が書け”という態度には反発）

～担当者も人間です～

- **確定申告書の提出と税務署の承認は別である**
  - 税務署には多数のタレ込みが寄せられているらしい
  - 税務職員は非常に親切な方が多い
  - 税務署はネットの書き込みをチェックしている
  - 担当官によって判断のばらつきはある     昨年OKであっても???
  - 計算ミスは徹底的にチェックする（できればPCでの資料作成がお勧めです）
  - 添付資料の洩れも必ずチェックすること
  - 税務調査とは

## ■ 税制改正

- 平成19年分から税率等の大幅な所得税法と地方税法の改正が実施されました。
  - ・ 地方分権が推進されました。
  - ・ 所得税（国税）と個人住民税（地方税）の役割分担を明確化されました。
  - ・ **個々の納税者の所得税及び個人住民税を合わせた税負担は基本的には変動ありません。**
- 景気対策のための暫定的な税負担の軽減措置として導入された定率減税を、経済状況の改善等を踏まえ、平成19年1月（個人住民税は6月）徴収分から廃止されました。

そのため **実質的には増税** となりました

## ■ 今年度の主な改正事項

- 税率構造の改正 . . . 国税から地方税への税源委譲
- 増税項目
  - 定率減税の廃止（昨年最高12万5千円まで控除されていた）
  - 短期の損害保険料控除の廃止
- 減税項目
  - 減価償却制度の変更（平成19年4月以降に取得した資産が対象）
  - 地震保険料控除の創設
  - 住宅ローン控除の改正
  - 住宅借入金等特別控除の控除額の特例が創設
  - バリアフリー改修工事が住宅ローン控除の対象となった
  - 寄付金控除の上限の拡大

## ■ 税制改正の経緯（株式等）

- 非課税（昭和50年代後半）  
↓
- 総合課税（譲渡所得等）  
↓
- 分離課税（源泉分離と申告分離の事前の選択）  
↓
- 分離課税（株式等） ～現在～ となっております。

以上の点を考慮するとFX取引についても早い段階で法整備される可能性は高いと思われます。

（現行：相対取引は総合課税、くりっく365は分離課税）

※常に前年と同じ税制でないと考えていただく方が賢明

## ■ F X取引 納税監視強化

政府・与党方針 申告漏れ多発で

- 政府・与党は11月30日、F X取引に関する納税チェックを強化する方針を固めた。個人投資家の申告漏れが増えているため、すべての取引業者に対し、取引状況を示す書類を税務署に提出することを義務づけることを2008年度の与党税制改正大綱に盛り込む方向
- 東京金融取引所を通じた取引は、取引業者が投資家の取引状況を記した「支払い調書」を税務署に提出する義務があり、チェックが可能
- 一方、取引の大半を占めている店頭取引には提出義務がない。このため、国税当局は個人投資家がどのくらい所得を得たか把握しにくい。
- 国税庁によると、F X取引の申告漏れ総額は2007年6月までの1年間で約224億円。国税庁などは、すべての取引で取引業者に顧客の取引記録の提出を義務づける方向で検討している。

（2007年12月3日 読売新聞等より引用）

# その他（国税庁資料その1）

## 平成18年度 申告所得の概況（国税庁公表資料より）

区分	人員	総所得金額	申告所得	所得者内訳					
				営業所得者			その他所得者		
				人員	総所得金額	申告所得	人員	総所得金額	申告所得
	人	百万円	百万円	人	百万円	百万円	人	百万円	百万円
確定申告	8,223,613	44,271,082	2,894,384	1,764,072	6,753,285	554,299	6,459,541	37,517,797	2,340,085
修正申告	9,571	50,522	2,805	786	3,116	290	8,785	47,406	2,515
決定・増額更正	5	35	4	-	1	1	5	34	3
減額更正	197	▲ 778	▲ 57	17	▲ 45	▲ 6	180	▲ 733	▲ 51
更正請求	74	▲ 326	▲ 79	9	▲ 36	▲ 4	65	▲ 290	▲ 75
計	8,232,918	44,320,535	2,897,057	1,764,832	6,756,322	554,580	6,468,086	37,564,214	2,342,477

# その他（国税庁資料その2）

平成18事務年度 所得税調査等の状況

項目	区分	実地調査			簡易な接触	検査等計	譲渡所得 調査等
		特別・一般	着眼	計			
調査等件数	件	54,378	169,445	223,823	582,946	806,769	67,234
		63,115	182,628	245,743	549,213	794,956	81,253
申告漏れ等の 非違件数	件	47,610	138,515	186,125	380,874	566,999	36,896
		55,233	147,883	203,116	371,669	574,785	49,697
申告漏れ 所得金額	億円	4,543	3,361	7,903	1,053	8,956	2,635
		5,337	3,281	8,618	548	9,166	3,342
1件当たり申告漏れ 所得金額	万円	835	198	353	18	111	392
		846	180	351	10	115	411

(注) 上段は前事務年度の計数

平成18事務年度は平成18年7月から平成19年6月までをいう

## ■ FX業者2社、金融庁が行政処分

金融庁は12月27日、外国為替証拠金（FX）取引の2社に、金融商品取引法に基づく行政処分を出したと発表した。

◆A社（東京都中央区・顧客口座数482）は、顧客から預かった証拠金を自己資金と分別して管理していなかったことなどから、1月15日から1か月間の**業務停止処分**とした。

◆B社（東京都中央区・顧客口座数1万9786）には、リスク管理体制が不十分だったため、**業務改善命令**を出した。

FX業者は、8月の円高ショックの余波で2社が破たんした際、急激な相場変動にシステムが対応出来なかったり、顧客の証拠金を自社の損失の埋め合わせに使い、顧客に巨額の損失を与えていたことが問題化した。このため、金融庁が一斉調査を行っていた。

2005年5月以降、20社を超すFX業者が破たんし、負債総額は200億円を超えると見られ、証拠金の大半が返済不能の状態となっている。

## ■ 信頼できる業者と取引を

株式会社外為どっとコムは信託による分別管理を実施

⇒ 顧客の預り保証金を信託銀行に保全管理しています。

(「セーフティーネクスト」を実施しております。)

株式会社外為どっとコムは、会社法の定めにより、

新日本監査法人の監査を受け、適正意見を受領しています

(決算内容に関しては「事業報告」をHPで開示しております)

# 外為どっとコム業績等の推移

	第2期	第3期	第4期	第5期 (平成19年3月)
営業収益(千円)	1,595,173	3,563,539	7,766,723	10,874,375
経常利益(千円)	234,880	1,138,639	4,470,538	5,959,235
当期純利益(千円)	136,708	663,833	2,674,571	3,611,173
1株当たり当期純利益(円)	34,573.22	102,441.68	162,799.20	23,571.63
総資産(千円)	8,643,247	22,076,233	48,332,182	77,535,334
純資産(千円)	387,853	1,688,863	4,164,355	6,937,489

# 補 完 資 料

- 所得税の確定申告は、  
いつからいつまでにすればよいのですか
- 平成19年分の所得税の確定申告は、平成20年2月18日(月)から同年3月17日(月)までです。
- 所得税の還付申告の方は、平成20年2月18日（月）より前でも申告書を提出することができます。
- 土・日曜日・祝日等であっても、申告書を、税務署の時間外文書収受箱へ投函することにより提出できます。
- 郵便又は信書便による送付も可能です。
- 一部の税務署では、2月24日と3月2日に限り、日曜日も確定申告の相談及び申告書の受付を行っています。

- 税額等を多く申告していたことに気付いた場合、  
どのようにすればよいのですか
  
- 確定申告書を提出した後で、税額等を多く申告していたことに気付いたときは、「**更正の請求書**」に既に申告した金額と訂正すべき金額などを記入して所轄の税務署長に提出してください
  
- **更正の請求ができる期間は**、原則として、法定申告期限から1年以内ですから、**平成19年分の所得税については平成21年3月16日(月)、まで**となります
  
- 更正の請求書が提出されますと、その内容を税務署が調査し、その請求内容が正当と認められたときは、更正が行われ納め過ぎの税金が還付されます。

- 給与所得者等で還付申告をしていなかった場合、何年前までさかのぼって還付申告をすることができますか

☆還付申告はその年の翌年の1月1日から5年間できます。

過去に申告をしていない方は、今年であれば、平成15年分以後の年分について申告することができます

- 転居・結婚等により、申告時の住所・氏名と源泉徴収票に記載された住所・氏名が異なる場合には、どちらを確定申告書に記載するのですか
  - 申告時の住所・氏名を記載することになります。

住民票の写しなどの変更の内容や履歴がわかるものを申告書と一緒に提出すれば署内での作業に時間がかからないため手続きは速やかに進みます。
  - 税金が還付される場合は、還付金の振込先の金融機関の預貯金等の口座名義は、申告する方の氏名と同じものを指定してください。

- 住民税や事業税の申告はどうなるのですか
  - 所得税の確定申告書の2枚目が住民税用になっていますので、あらためて、市区町村の様式による住民税や事業税の申告書を提出する必要はありません

## ■ 所得税の確定申告書の用紙はどこで入手できますか

- 国税庁ホームページの「確定申告等情報」からダウンロードすれば入手できます。
- 「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すれば確定申告書が自動的に作成できます。
- 税務署のほか各市区町村の窓口や還付申告センターでも入手できます。
- 税務署宛に郵送での書類請求もできます。

- **税務署の窓口が開いている時間を教えてください**
  - 税務署の開庁時間は、月曜日から金曜日（祝祭日を除く平日）の午前8時30分から午後5時までです。
  - 一部の税務署では、**2月24日**と**3月2日**に限り日曜日も確定申告の相談及び申告書の受付を行います。
  - 昼休みの時間帯につきましても、申告会場はご利用できます。

- **確定申告の仕方が分からない場合はどうすればいいのですか**
  - まず、**国税庁ホームページの、確定申告情報**を閲覧してください。
  - 「タックスアンサー」では、「医療費を支払ったとき」「年金を受取ったとき」など、税に関する身近な質問について情報を掲載しています。
  - 税務署では、電話での相談も受け付けています。
  - **税理士会では無料相談所を開設しています。**
  - 税務署では、申告納税制度の本旨に沿った、自書申告の定着に努めており、申告書は自分で作成することを原則としています。
  - それでも書き方が解からない場合、税務署にいつて相談をされれば、必要なアドバイスを行っていただけます。

- 所得税の確定申告の際に、誤りの多い事例
  - 基礎控除の記載漏れ
  - 定率減税の適用漏れや計算誤り
  - 寡婦控除、寡夫控除の適用漏れ  
(老年者控除の廃止に伴い、65歳以上の方でも寡婦、寡夫に該当する方は「寡婦控除」、「寡夫控除」が受けられます)
  - 配偶者特別控除の適用誤り
  - 医療費控除の計算誤り（保険の控除、出産一時金）
  - 一時所得の申告漏れ（生命保険会社などからの満期金や一時金）

外国為替保証金取引は元本や利益を保証するものではなく、相場の変動や金利差により損失が生じる場合がございます。お取引の前に充分内容を理解し、ご自身の判断でお取り組みください。

【注】お客様がお預けになった保証金額以上のお取引額で取引を行うため、保証金以上の損失が出る可能性がございます。また取引レートには売値と買値に差が生じます。＜取引形態：店頭外国為替保証金取引 委託保証金：各通貨のレート水準により決定（10,000通貨あたり1万円～100万円、保証金額の150倍以内に設定） 売買手数料：『外貨ネクスト』10,000通貨あたり片道500円（10,000通貨未満の場合は1,000通貨あたり片道100円/電話取引10,000通貨あたり片道1,000円）『FXステージ』手数料0円＞

株式会社外為どっとコム 〒105-0021 東京都港区東新橋2-8-1 パラッツォアステック4階  
TEL:03-5733-3065

金融商品取引業者 登録番号：関東財務局長（金商）第262号/金融先物取引業協会（会員番号1509）